

ID: 297

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	使用料の減免																		
例規名 根拠条項	名寄市農産物簡易加工処理施設条例 第15条第2項において読み替える場合の第13条																		
例規番号	平成18年条例第163号																		
<p>【根拠条文】 (利用料金等の減免) 第13条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金を免除する場合は、暖房料も免除とする。</p> <p>【基準】 根拠条文及び名寄市農産物簡易加工処理施設条例施行規則第8条の規定による。 (利用料金等の減免) 第8条 条例第13条の規定による利用料金及び暖房料の減免基準は、別表第1のとおりとする。 2 前項の規定により利用料金及び暖房料の減免を受けようとする利用者は、名寄市農産物簡易加工処理施設利用料金等減免申請書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>別表第1(第8条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>2 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>3 市民を対象にした公益的な行催事を開催する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>4 グループ又は団体が、地場農産物を利用した特産品の開発のために試験・研究を行う場合であって、指定管理者が特に認める場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>5 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>6 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>7 その他指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table>				利用区分	減免割合	1 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	2 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	3 市民を対象にした公益的な行催事を開催する場合	免除	4 グループ又は団体が、地場農産物を利用した特産品の開発のために試験・研究を行う場合であって、指定管理者が特に認める場合	免除	5 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	6 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	7 その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免割合																		
1 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除																		
2 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的な役割を果たしている公益的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額																		
3 市民を対象にした公益的な行催事を開催する場合	免除																		
4 グループ又は団体が、地場農産物を利用した特産品の開発のために試験・研究を行う場合であって、指定管理者が特に認める場合	免除																		
5 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除																		
6 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額																		
7 その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除																		
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 利用料金を免除する場合は、暖房料及び実費徴収金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、暖房料及び実費徴収金は減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動の行うもの、営利を目的とした利用については、減免の対象としない。 																			
標準処理期間	3日																		
備考																			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日																